

「滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）」原案について

○ これまでの経過等

本県の多文化共生の推進については、現在「滋賀県多文化共生推進プラン（平成 22 年 4 月策定）」に基づき、平成 22 年度から 5 年間で計画期間として、3 つの行動目標（「言葉の壁」を低くする、「生活上の障害」を取り除く、「心の溝」を埋める）を定め、取り組みを進めているが、平成 26 年 3 月をもって計画期間が終了する。

このため、現行「滋賀県多文化共生推進プラン」を継承しつつ、昨今の経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応、外国人住民の滞在の長期化・定住化や国籍の構成変化などを踏まえ、より実情に合ったプランとなるよう改定することとし、平成 26 年 6 月に滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会を設置し、意見や助言を求め、検討を行い、原案と取りまとめたところ。

○ 改定に向けたスケジュール（予定）

平成 26 年	5 月 14 日	常任委員会（改定に係る概要報告）
	6 月 27 日	第 1 回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会 （滋賀県多文化共生推進プランに係る現状と課題等）
	6 月	県政モニターアンケート （日本人住民と外国人住民の共生について）
	7 月～8 月	ヒアリング調査（日本語教室、国際交流協会等）
	9 月 12 日	第 2 回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会 （滋賀県多文化共生推進プラン（仮称）骨子案等）
	10 月 7 日	第 3 回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会 （滋賀県多文化共生推進プラン（仮称）素案）
	10 月 17 日～	市町意見照会

	12 月 19 日	常任委員会（プラン（改定版）原案について）
	12 月下旬	県民政策コメント（1 ヶ月間）
平成 27 年	2 月中旬	第 4 回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会
	3 月上旬	常任委員会（県民政策コメント結果および最終案）
	3 月下旬	プランの策定・公表

現行プランの総括について
 (2010~2014 年度)

(総括)
 多言語による情報提供などの「コミュニケーション支援」や教育や医療、生活安全などの「生活支援」、「意識啓発事業」などの取組により、言葉や生活上の課題について着実に成果は表れてきている。
 一方、本県の外国人人口は、平成 20 年(2008 年)末をピークに減少傾向にあるが、国では高度外国人材受入れ環境の整備や外国人技能実習制度の見直しなどが検討されており、引き続き、外国人住民の現状やニーズを踏まえた施策の推進に努める必要がある。
 また、多文化共生の地域づくりでは、意識啓発や外国人住民の自立と社会参画に加え、産学官民が連携して、外国人住民の多様性を地域の活性化につなげる取組も行う必要がある。

1. 行動目標 1: 「言葉の壁」を低くする(コミュニケーション支援)

主な取組・成果	現状・課題等
(1)多言語による行政・生活情報の提供 ○多言語情報紙発行 年 6 回 19,000 部/回 ○ポルトガル語による情報番組放送(2012 年~) ○外国人相談窓口・通訳設置市町数 2010 年 14 市町 → 2014 年 15 市町	○2008 年末のピークと比較すると外国人人口(2008 年 32,292 人→2013 年 24,714 人)は減少していますが、国籍の構成変化や定住化傾向の外国人住民の増加への対応のため、多言語化や、やさしい日本語等での情報提供が必要。
(2)日本語および日本社会についての学習機会の提供 ○日本語教室開催団体数 2010 年 20 団体 → 2014 年 23 団体	○外国人住民にとって、日本語や日本社会について学び理解することは重要。学習機会の提供。

2. 行動目標 2: 「生活上の障害」を取り除く(生活支援)

主な取組・成果	現状・課題等																															
(1)安心して働ける環境整備 ○外国人相談窓口等を通じた労働関係の情報提供。 ○ビジネスマナー、コミュニケーション能力、パソコン等の職業能力開発訓練を実施。(大津、米原、甲賀)	○派遣・請負事業所に就労している比率は減少したが、依然。不安定な就労形態が多い。 外国人労働者数 (うち派遣・請負労働比率) 2010 年 10,911 人 (54.9) 2013 年 11,285 人 (51.1) ○技能実習生制度の期間延長や業種拡大検討 ○外国人世帯などは賃貸住宅への入居制限を受けやすい。																															
(2)教育環境の整備 ○教員の加配・非常勤講師の派遣 (人)	○日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒数は、平成 24 年(2012 年)増加に転じ、在籍学校数も増加。 ○引き続き、外国人児童生徒等に対するきめ細かな日本語指導や学校生活への適応指導、児童生徒の母語による学習サポート。 ○外国人児童生徒等を担当する教員などを対象に日本語指導や適応指導、多文化共生などの研修を実施。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>小学</th> <th>中学</th> <th>県立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2010</td> <td>教員</td> <td>12</td> <td>4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td>57</td> <td>17</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>児童生徒数</td> <td>627</td> <td>239</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2012</td> <td>教員</td> <td>17</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td>50</td> <td>20</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>児童生徒数</td> <td>607</td> <td>282</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table>			小学	中学	県立	2010	教員	12	4	-	非常勤	57	17	-	児童生徒数	627	239	39	2012	教員	17	6	4	非常勤	50	20	-	児童生徒数	607	282	86	
		小学	中学	県立																												
2010	教員	12	4	-																												
	非常勤	57	17	-																												
	児童生徒数	627	239	39																												
2012	教員	17	6	4																												
	非常勤	50	20	-																												
	児童生徒数	607	282	86																												
*児童生徒数:日本語指導が必要な外国人児童生徒																																

<p>(3)安心して利用できる保健・医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症等、DV・子どもなどの相談窓口での外国語対応 ○外国人相談窓口との連携 ○外国語対応が可能な医療機関情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、社会保障等（医療、年金、保健、福祉）の情報提供が必要。 ○外国人患者の受入体制の整備（医療通訳の配置されている医療機関数） 2010年（0病院） → 2014年（3病院） ○福祉との連携。
<p>(4)災害時への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時外国人サポーター登録制度 2010年（31人） → 2013年（53人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災啓発や地域の防災訓練などへの外国人住民の参加促進。 ○広域的な外国人支援サポーター制度の充実。
<p>(5)生活安全における支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防犯教室や交通安全教室など啓発事業の実施。 2010年（35回） → 2013年（43回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○言語や法律、習慣などの違いにより、犯罪の当事者（被害者、加害者）となることがあるので、引き続き、防犯教室や交通安全教室等の啓発活動の推進。

3. 行動目標3：「心の溝」を埋める（多文化共生の地域づくり）

主な取組・成果	現状・課題等																									
<p>(1)地域社会に対する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多文化養成講座の開催 <table border="1" data-bbox="300 857 802 981"> <tr> <td></td> <td>2010</td> <td>2011</td> <td>2012</td> <td>2013</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>64</td> <td>51</td> <td>57</td> <td>49</td> </tr> </table> ○出前講座の実施 <table border="1" data-bbox="300 1014 802 1093"> <tr> <td></td> <td>2010</td> <td>2011</td> <td>2012</td> <td>2013</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>23</td> <td>18</td> <td>23</td> <td>48</td> </tr> </table> ○じんけんフェスタしが 2012 開催 テーマ：多文化交流・平和と人権 		2010	2011	2012	2013	開催回数	3	2	2	2	参加者数	64	51	57	49		2010	2011	2012	2013	回数	23	18	23	48	<ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな文化や宗教、民族、習慣などの背景を持った外国人住民が生活するようになっている。 ○外国人住民と地域社会がつながる交流の場づくりや、啓発等を通じ、多文化共生の意識づくりや人権意識の高揚に努めることが引き続き必要。
	2010	2011	2012	2013																						
開催回数	3	2	2	2																						
参加者数	64	51	57	49																						
	2010	2011	2012	2013																						
回数	23	18	23	48																						
<p>(2)外国人住民の自立と社会参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多文化共生・国際理解のための外国人住民講師の派遣等（県国際協会） <table border="1" data-bbox="300 1294 802 1373"> <tr> <td></td> <td>2010</td> <td>2011</td> <td>2012</td> <td>2013</td> </tr> <tr> <td>派遣講師数</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>22</td> </tr> </table> 		2010	2011	2012	2013	派遣講師数	4	2	8	22	<ul style="list-style-type: none"> ○日本人住民と外国人住民が、同じ地域で暮らす仲間・パートナーとして、共に地域づくりを行うことが求められている。 ○自治会などの地域活動への理解や参加促進。 															
	2010	2011	2012	2013																						
派遣講師数	4	2	8	22																						

現行プランの概要

多文化共生推進に関する基本的な考え方

1. 基本目標

○ 外国人住民一人ひとりが持つ力を十分に発揮でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生を目指す。

2. 多文化共生の意義

- (1) 地域の活性化
- (2) 住民の異文化理解力の向上
- (3) ユニバーサルデザインの地域づくりの推進
- (4) NPO・NGOと協働した地域づくりの推進

多文化共生施策の方向性(展開)

1. 「言葉の壁」を低くする(コミュニケーション支援)

(1) 地域における情報の多言語化

- ・多言語による行政情報・生活情報の提供
- ・外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成
- ・さまざまな主体との連携による多言語情報の提供
- ・IT技術を活用したwebカメラ、トリオフォンによる通訳サービス

(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- ・日本語学習機会の提供
- ・日本語ボランティアの養成
- ・日本語教室への支援

2. 「生活上の障害」を取り除く(生活支援)

(3) 安心して働ける環境の整備

- ・多言語による労働関係情報の提供
- ・外国人住民を対象とした職業訓練の推進

(4) 教育環境の整備

- ・外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員の配置や非常勤講師の派遣
- ・外国人児童生徒支援員の派遣
- ・外国人児童生徒の教育に関わる課題や施策についての情報交換
- ・外国人児童生徒の教育に携わる教員の研修
- ・児童生徒への多文化共生教育の推進
- ・外国人学校の法的地位の明確化の推進
- ・体験学習支援

(5) 安心して利用できる保健・医療体制の整備

- ・多言語による社会保障や感染症等に関する情報の提供
- ・外国語対応が可能な医療機関についての情報提供

(7) 生活安全における支援の充実

- ・地域安全対策の推進
- ・交通安全対策の推進

(6) 災害時への対応

- ・外国人住民への防災知識の普及啓発
- ・防災訓練などへの参加
- ・災害多言語支援センターの開設
- ・広域的な災害支援体制の構築
- ・サポーター養成講座の開催

3. 「心の溝」を埋める(多文化共生の地域づくり)

(8) 地域社会に対する意識啓発

- ・多文化共生の意識づくりに向けた啓発イベント等の実施
- ・多文化共生コーディネーターの養成
- ・多文化共生意識を持った行政職員の養成
- ・地域拠点づくり

(9) 外国人住民の自立と社会参画

- ・社会活動への参加促進

多文化共生施策の推進体制の整備

- 関係各機関等との連携と協働の強化
- 各関係機関等の役割(国、県、市町、国際交流協会、NPO・NGOなど、企業、県民)

